

「デジタル時代のNHK懇談会」報告書

■公共放送NHKに何を望むか——

再生と次代への展望

平成18年6月19日

〈目次〉

I	はじめに——懇談会はなぜ設立され、何を議論したか ……	1
	・ NHKは危機のさなかにある	
	・ 公共放送NHKの再生如何が民主主義の将来を左右する	
	・ NHKの再生は公共放送の理念の再認識から始まる	
II	懇談会の基本的立場——公共放送はどうあるべきか	
	①公共放送は民主主義の発展と成熟に不可欠である ……	3
	②NHKと民放、歴史に根づいた二元体制の発展を ……	4
	③デジタル時代の公共放送を、産業振興策や政争の具に使ってはならない ……	5
	④NHKの民営化や放送有料化は、するべきではない ……	6
	⑤受信料には公共空間を活性化させる社会的コストの意味合いがある ……	7
	⑥視聴者ニーズの広がりに応じたチャンネル数の検討を ……	10
III	公共放送NHKへの提言——すぐにも取り組むべきこと	
	①NHKは「視聴者第一主義」を具体的に実践すべきである ……	11
	②制作現場の創造性確保と教育研修システムの確立 ……	12
	③組織統治の明確化 ……	14
	④地域放送の充実 ……	15
	⑤国際放送の発想転換 ……	16
	⑥インターネットの積極的な活用 ……	18
	⑦技術開発の基盤整備 ……	19

IV おわりに——公共放送の自主自律のために、放送法は根本的に 再検討されるべきである	…………… 20
・ 情報環境の激変と社会の分散化が同時に進んでいる	
・ 視聴者をないがしろにする構造的問題はなかったか	
・ 視聴者に直接に責任を負い、視聴者に支えられる視聴者第一主義へ	
結びに代えて——懇談会座長から視聴者の皆様へ	…………… 25
「デジタル時代のNHK懇談会」委員	…………… 28

I はじめに——懇談会はなぜ設立され、何を議論したか

NHKはいま、危機のさなかにある。一昨年以来相次いで発覚した金銭的不祥事と、政治との距離に対する疑念をきっかけに、視聴者からの批判と不信が噴きだした。それは受信料の支払い拒否や保留の急増へとつながり、NHKの財政基盤を揺るがすと同時に、旧経営陣を退陣へと追い込む深刻な事態となった。

「デジタル時代のNHK懇談会」は、あらたに就任した橋本元一会長の諮問機関として、昨年5月に設置された。各界、各層、各地から集まった懇談会委員もまた、多くの視聴者がNHKに投げかけた批判と不信を共有し、それらをNHK改革に具体的に活かさなければならない、と考えてきた。

当初、懇談会に諮問されたのは、「デジタル時代の公共放送のあり方」「公平負担のための受信料体系のあり方」などのテーマである。しかし、すべての委員に共通していたのは、いま目の前にある危機は小手先の対応などでは解決できない、ということであり、さらに公共放送NHKの再生如何、その内容如何が日本のマスメディアの、ひいてはこの国の民主主義の将来をも左右するだろう、という危機意識であった。

折しも、電子情報通信技術（いわゆる「IT」）が放送と通信を分けてきた法的・制度的・技術的垣根を取り払う勢いで進展し、放送と通信の競合・融合・連携が現実性を帯びてきた。IT関連企業が株式の取得を通じて放送事業へと強引に進出しようとする動きもあった。こうした一連の動きを通じて、NHKを含めた放送界全体の現状と将来像をめぐって、政府や政党のレベルでも、経済界や企業のレベルでも、視聴者や市民のレベルでも、さまざまな議論が行われるようになり、それはいまでもつづいている。

しかし、あらかじめここで指摘しておかなければならないのは、NHKを含めた放送事業はそれ自体が多様な文化を創造し、行き交わせる社会的装置であり、民主主義社会を豊かに育むために不可欠なインフラストラクチャーでもあって、これを安直な利潤追求のための道具や産業振興策の手段として使ってはならない、ということである。放送と通信がめまぐるしい競合・融合・連携を試行錯誤するなかでこそ、放送の理念、とりわけNHKの公共性の理念の再認識が求められている。

私たち、「デジタル時代のNHK懇談会」の委員は、学術・文化とジャーナリズム、産業・企業と労働、行政と地域・福祉活動など幅広い分野での知見と経験を持ち寄り、独立した自由な立場から、公共放送としてのNHKのあり方について、放送と通信の競合・融合・連携について、また放送の強い影響が将来

にわたってこの社会にもたらす功罪について考え、討論を重ねてきた。またその議事録もオープンにし、NHKのホームページなどで公開してきたところである。

私たちはここに、1年余に及んだ考究と議論の成果をNHK会長への提言として報告するとともに、NHKで働くすべての職員に、またNHKと日本の放送界の現状と将来に深い関心を寄せる視聴者の方々に広く公表する。私たちはこの報告書に述べた事柄が、これからの公共放送NHKを考え、再創造していくために、また日本のマスメディア全体を、さらにはこの国の文化と民主主義を、豊かに息づかせていくために役立つことを強く望んでいる。

Ⅱ 懇談会の基本的立場——公共放送はどうあるべきか

①公共放送は民主主義の発展と成熟に不可欠である

私たちが暮らす民主主義社会は、一人ひとりが歴史的な事実と、日々生起する諸現象についての一定の質と量の知識や情報を共有するなかで、各人の価値観や情操を育て、それぞれがその属す地域や共同体、社会や世界に参加し、ともに協力し、作用し合うことによって成り立っている。このような民主主義社会にあって、質が高く、多様性に富み、偏りを排した公共放送の役割は決定的に重要でありつづけてきた。

しかし、今日、この社会は長期におよぶ経済的低迷、政府と地方自治体の財政逼迫、産業社会の急激な再編や改革、過疎と高齢化による地域社会の停滞、貧富の差のみならず就学・就業の機会や意欲にまで及んだ格差の拡大、不可解な犯罪の続発等を通じて激しく揺らぎ、多くの人々が不安に駆られ、孤立感を深めながら暮らしている。その一方で、インターネットの爆発的な普及や、そのブロードバンド化による情報の大量流通が当たり前のこととなり、個々の人間が知識や情報に接する機会や方法が大きく変わってきたことも事実である。

こうした経済的低迷や社会的不安の深まりと並行して幕を開けたデジタル時代は、各分野であらたなビジネスや表現の可能性を切り開くと同時に、そこで流通する知識や情報に対する信頼性をどう確保するのか、多種多様な情報の意味を読み取り、位置づけ、判断する一人ひとりのメディア・リテラシーの能力をどう高めるのか、という重大な問いを投げかけている。

放送は、その簡便性・広域性・同時性・視聴者への影響力の大きさにおいて、他のメディアを凌駕する基幹的メディアでありつづけてきたし、その存在感はデジタル時代においても大きくは変わらないだろう。それどころか、種々雑多な知識や情報がますます大量に、瞬時に行き交う社会にあっては、放送界全体がこれまでに培ってきた番組制作力を駆使し、信頼の置ける知識や情報を伝え、質が高く、多様な番組を放送することがこれまで以上に重要になる。

とりわけ特定組織や企業スポンサーに依存せず、視聴者が負担する受信料によって運営される公共放送は、健全で、多様・多彩で活力のある民主主義社会を維持・発展させるために不可欠であり、NHKがそうした公共放送として再生することが何より大切である。外部からの不当な干渉を排し（自主）、みずからを律すること（自律）は、NHKの生命線であり、政治的中立性や金銭的不明朗さを疑われる行為が起きないように、組織・制度や職能を明確にするとともに、常に点検を怠らない努力が必要である。

②NHKと民放、歴史に根づいた二元体制の発展を

放送制度はその国および地域の歴史と文化に深く根ざし、それぞれに独自の発展を遂げてきた。日本のそれは、受信料を主財源とする公共放送NHKと、広告放送収入を主財源とする民間放送とが競争しつつ並存する二元体制を特徴としてきた。両者は主たる財源を異にしながらも、互いに競い、学び、刺激し、影響を与え合いつつ、この社会における言論と表現の幅を広げ、活気ある文化的多様性を作りだしてきた。ひいてはそれが、過去半世紀のこの国の社会的成熟に寄与してきたことも忘れてはならない。

デジタル技術の進展によって、今後ますます伝送経路や視聴端末が多様化する一方、通信事業者やコンテンツ（番組）制作者による番組配信等も急増していくことが予想されるが、簡便性・広域性・同時性・視聴者への影響力の大きさにおいて優越する放送の役割は、それゆえにこそいっそう重要になる。公共放送NHKは、民放との二元体制のもとで、質の高い番組の提供と放送技術の革新や開発、さらには公正で効率的な組織運営を通じて、放送界全体に寄与するとともに、広範な視聴者からの信頼を得る努力を地道に積み重ねていかなければならない。

③デジタル時代の公共放送を、産業振興策や政争の具に使ってはならない

近年の放送と通信の接近によるめざましい成果は「伝送容量の拡大」と「端末機器の多様化・高機能化」に象徴的に見て取ることができるが、これを公共性を旨とする放送の本質や使命の変化と見誤ってはならない。

高速大容量のインターネットを使って誰でも安価にできるコンテンツの制作と送出は、情報と文化の質的低下を招きかねず、また視聴者ニーズを個別に把握する双方向技術は、商業主義を過剰なまでに浸透させることになりかねない。さらに簡単に、しかも匿名で発信できるインターネットの普及は、利用の仕方や発信者の意図によっては、無責任な情報の流布や人権侵害等の問題を引き起こすことにつながりかねないなど、現代の情報環境にしばしば混乱をもたらしている。

ここで何より大切なことは、放送が長年の試行錯誤と努力によって培ってきた番組制作力を磨き、視聴者の多彩・多様な関心に確実に応えながら信頼性をさらに高め、ときには混乱する情報環境を正す役割を果たすことである。少なくない経験を蓄積してきた放送事業者と制作者は、放送が多様な文化を生みだし、行き交わせるための公共的装置であり、また民主主義社会を豊かに育むために不可欠なインフラストラクチャーでもあることを、その仕事のなかでたえず自覚しなければならない。

言い換えれば、こうした公共的性格を持つ放送は、産業振興策の道具などではなく、ましてや政争の具などに利用してはならない、ということである。このことはとりわけNHKと民放の当事者、また放送事業に関与する立法・行政当局者の見識としなければならない。

公共放送NHKは技術的物珍しさや短期的収益性に惑わされることなく、直接的効果より間接的効果、経済的効果より社会的効果を担う役割を自覚し、その上で、高速大容量の送受信が可能になったことによって活用範囲の広がったインターネット、ブログ、NGN（次世代ネットワーク）等の技術の将来性を見きわめ、より確かな放送技術や番組・放送サービスの開発と普及を使命とすべきである。

④NHKの民営化や有料放送化は、すべきではない

受信料を主財源とするNHKには、民放との本質的なちがいがあがある。民放が、主財源たるスポンサー企業を獲得するために、宿命的に視聴率や話題性を優先しなければならないのに対し、NHKはさまざまな関心と意見と嗜好を持つ広範な視聴者のニーズに応える責務を負っているということである。民放は激しい競争を繰り返すうちに、ややもすれば一極集中的な画一化に陥ることが避けられず、またNHKも多方面に配慮するあまり、社会と文化の改革や成熟に欠かせない批評精神を鈍らせ、メリハリのない一般論へと傾斜するマンネリズムと背中合わせである。

本来、公共放送としてのNHKは、広範な人々の暮らしと社会参加に必要な情報や知識、理性と感情に訴える有意義で多彩な現象や価値観を、社会全体に公平に、また迅速に伝える役割を担っている。公共性は、分け隔てなく一律に、というだけにとどまらず、その内容的総合性も含んだ概念である。これを視聴者の側から見れば、報道・情報番組、教養・教育番組、スポーツ・娯楽番組など多種多彩な番組を通じて、他者と共有する知識や常識を身につけ、共感する能力を高めるとともに、みずからの生活と人生を充実させ、個性を伸ばしていく手がかりを得るということである。

こうした公共放送の意義を市場原理にゆだね、相対的多数者の関心と嗜好のみにおもねるようなものに変質させてはならない。NHKの民営化などは、論外と言うべきである。また番組のスクランブル化などの有料化も、公共放送の役割を変質させ、放棄するものと言わざるを得ない。

人々をつなぎ、地域や社会の一体感を醸成し、また多様な価値観や文化の形成に寄与する公共放送の役割は、経済的・地理的・文化的格差が広がり、さらにそこに技術的格差（デジタルデバイド）が重なって深刻な社会問題化する現在、ますます重要になっている。

⑤受信料には公共空間を活性化させる社会的コストの意味合いがある

NHKの受信料を、個々の番組やサービスの単なる「対価」と考えてはならない。

視聴者が受信料を負担するのは、NHKに質が高く楽しく、災害時などでも信頼できる放送を望むと同時に、このようなさまざまな番組が多様な意見や価値観の行き交う公共空間の形成と育成につながり、ひいてはそのことが社会や文化の成熟をもたらすと期待するからである。その意味で、「特殊な負担金」としての受信料は、この国の文化と民主主義を支え、成熟させるために、視聴者が公平に負担する社会的コストの性格を有している。

今後ともNHKと民放が切磋琢磨する二元体制を維持し、公共放送NHKの自主と自律を支え、より豊かな文化と公共空間を築くためには、視聴者から負託された受信料を主たる財源とすることが適切である。従って、前項でも述べたように、NHKの一部チャンネルへのCMやスクランブル化等の導入は、公共放送の理念と使命にも背馳するのであって、およそふさわしくない。

とはいえ、今回の一連の不祥事の真因を切開する過程で明らかになった、「3割もの世帯が受信料を支払っていない」という現実には、いたずらに放置しておくわけにはいかない。それは単に受信料の未収というにとどまらず、転居先の調査や度重なる訪問集金等、多大な徴収コストを要し、NHKの経営に差し障る事態になっているからである。

現状では、視聴者は受像機を購入した時点で、世帯を単位として、NHKと受信契約を結ぶ義務を負っている。この間、政財界の各所でも活発化したNHK改革論議では、この「契約義務」制を、受信料の「支払い義務」制に転換し、さらに支払わない場合には「罰則」を科す、などの案がさまざまに取り沙汰されてきた。

まず私たちは、「罰則」の導入には強く反対する。それは、公共放送が公権力の強制力によって維持・運営されることを意味し、視聴者の多種・多彩な関心に幅広く応えるという公共放送の理念に反し、やがてそれは公共放送の生命線である政治的中立性を危うくすることにもつながりかねないからである。

他方、受信料の「支払い義務」制への転換には、支払督促がしやすくなること、営業経費の効率を高められることなどのメリットが考えられ、結果として公共放送の財政基盤を強化・充実させる効果が期待されている。社会的コストの公平負担という公共放送の理念にも、これは整合する方策である。

だが、私たちが深く懸念するのは、さまざまな不祥事を通じて弱体化したNHKの財政基盤は、「契約義務」制から「支払い義務」制へ、という一片の法律の文言の変更で上向くほど単純な問題ではない、ということである。これは、

NHKの危機の本質をどう捉えるか、という見方にも関わってくる問題である。

何度でも指摘しておかなければならないが、このたびのNHKの危機は金銭的不祥事の相次ぐ発覚と、政治との距離に対する疑念をきっかけに、多くの視聴者が受信料の支払いを拒否し、保留したことから深刻化した。これは、公共放送への期待と信頼を裏切ったNHKに対する「視聴者主権」の行使であったとの見方さえありえよう。

それゆえに、NHKが公共放送として再生するためには、何よりもまず視聴者の批判を真摯に受け止め、目に見える改革と番組の質的向上を通じて信頼を回復することが不可欠である。それなしに、「支払い義務」制を導入することは、視聴者の理解を得られないだろう。

もう1点、指摘しておかなければならないことがある。

さきに私たちは、公共放送の受信料には、この国の文化と民主主義を育み、成熟させるための社会的コストの意味合いがある、と述べた。言うまでもなくこれは、私たち一人ひとりが単独ではなく、たくさんの他者との関係性のなかで社会を形作り、生き、暮らしている、という事実を前提とした考え方である。

しかし、少し詳しく受信料不払いの実態を調べていくと、その大半が今回の一連の不祥事が明らかになる以前からの未契約や不払い（いわゆる「フリーライド」）であり、しかもその1件1件が長期にわたっている事実には気がつかないわけにはいかない。むしろこれこそが、「3割の世帯にもおよぶ不払い」の核心に横たわる問題である。

私たちが真剣に向き合わなければならないのは、いまこの国の少なくない人々のあいだで公共意識や社会性に対する無関心がじわじわと広がっている、という現実である。市場経済、自由競争、自己中心、自己責任、貧富の格差等々が直接的に個々人の暮らしや生き方にも濃い影を落とす「新自由主義」のもとでは、公共意識の稀薄化はますます顕著になっていく。この人たちに向かって、公共放送の必要性をどう訴えることができるのか。いや、そもそも公共空間や社会というもののかけがえのなさを、どこまで納得してもらうことができるのか。

たしかなことは、法律の文言に受信料の「支払い義務」を、あるいはさらに一歩踏み込んで、そこに「罰則」を書き加えたからといって、それだけで公共放送や公共空間や社会への関心や意識が高まるわけではない、ということである。この国の公共性が構成員一人ひとりの「自発性」に基づいて形成・維持され、その名に値するものとして発展していくためには何が必要なのか。ここにはNHKの受信料問題にとどまらない、日本社会全体が取り組むべき課題がある。

社会構造が大きく揺らぐ世の中では、人々の経済状況と生活様式、意識と行動形態もめまぐるしく変わっていく。経済的格差が広がる一方で、生活や行動が世帯単位から個人単位へと移っていく。生活時間も人それぞれにちがってきて、留守がちの家、オートロック式の集合住宅も増えている。こうした激変をもっとも敏感に感じているのは、戸別訪問をしながら受信料を徴収している担当者たちであろう。

NHKは最近、私たち懇談会の指摘を受けて、世帯単位の受信料体系に単身赴任、学生を対象とした家族割引制度を導入し、クレジットカードによる支払いも可能にしたが、さらに上に述べたような社会動勢の変化に対応する受信料体系と、デジタル時代の進展（視聴端末の多様化・高機能化、番組アーカイブスのインターネットによるダウンロードの実現等）にきめ細かく応じた経費負担のあり方を検討する必要がある。

また受信料徴収コストの低減のためには、地域のコミュニティーに根ざした住民自治会、集合住宅の管理組合、PTA、老人会等に、手数料の支払いや割引サービスと引き替えに徴収を委託するなど、いっそうの工夫が望まれる。

このような柔軟で公平感のある受信料体系と徴収システムを構築することは、公共放送NHKの存立に欠かせないが、それを財政的意味のみで考えるべきではない。受信料徴収の担当者らは日々の仕事を通じて視聴者一人ひとりと会い、じかにNHKに対する意見や批判や期待を耳にしているのである。NHKはそれらを組織運営と番組制作に活かす仕組みを作り上げるとともに、受信料徴収の場が、多くの人たちのあいだでじわじわと衰えている公共意識や社会性の意義を互いに再認識し、活性化させる機会となるような工夫を凝らすことを怠ってはならない。

⑥視聴者ニーズの広がりに応じたチャンネル数の検討を

公共放送には、視聴率などの単純指標では置き換えられない、「質」や「多様性」を提供する役割がある。そのひとつひとつが有意義であるためには、放送界や社会全体に何らかのインパクトや影響力を持っていなければならない、当然ながらそれにふさわしい「規模」と「範囲」が必要になる。

NHKの保有波については、見た目のチャンネル数の多寡によってではなく、それぞれのチャンネルの特性と、総体としてのサービスが、視聴者の多様・多彩な期待や社会の要請に十分に答えているかどうかを基準に、冷静に検討されるべきである。なお、その際は、技術の進展が「電波の有限希少性」を薄れさせ、かつてなく多くの番組の放送を可能にした事情をもとに、より多彩なチャンネルの構成が考えられなければならない。

今日、この社会はさまざまな経済的要因、地域構造の変化、少子高齢化などによって分散化が進み、それにともなって人々の意識や関心もますます多様化しつつある。それに応じて有料の衛星放送や高速大容量のインターネットによる番組配信もふえているが、まだ誰もが簡単に、いつでも、どこでも利用できる段階ではない。そんななかで、少なくない視聴者が現在の地上波放送に対して、「見たい番組がない」と感じている事実を等閑視するわけにはいかない。

公共放送NHKが保有すべき適正なチャンネル数を検討するに当たっては、何よりもまずこうした視聴者ニーズの広がりを視野に入れなければならない。NHKもまた保有するチャンネルを有効に活用し、公共放送にふさわしい多種・多彩な番組構成を行なうべきであるが、さらに一步踏み込んで、社会の分散化、人々の意識や関心の広がりや高度化に対応した専門性の高い番組によって構成されるチャンネルの実現可能性も検討してよいのではないだろうか。

懇談会の席上で話題に上った専門性の高いチャンネルの内容としては、「若い世代の日常意識や行動実態に継続的に迫る青少年チャンネル」「自然科学専用チャンネル」「古典文化や古典芸能チャンネル」「国会の本会議や委員会審議を全面的に中継する政治チャンネル」「24時間の国際放送チャンネル」「ドキュメンタリー・チャンネル」等々があるが、こうした議論から浮かび上がってきたのは、いかにこの種のテーマと分野の問題を持続的に、深く掘り下げる番組が、民放を含めた一般の地上波テレビに欠けているかということであった。

これらのチャンネルの多くは、つねに視聴率と話題性を考えなければならない民放としては成り立ちにくいだろうが、それゆえにこそ公共放送が取り組むべき将来的課題となる。公共放送NHKのチャンネル数の検討は、このような事情にも配慮しつつ、冷静に行なわれるべきである。

Ⅲ 公共放送NHKへの提言——すぐに取り組むべきこと

①NHKは「視聴者第一主義」を具体的に実践すべきである

視聴者が負担する受信料を主財源とするNHKが、視聴者の多様な関心を反映し、その期待に応える番組を分け隔てなく放送するのは当然のことである。政治的に中立であり、少数者や少数意見に対しても公平であること、スポンサー企業を持たないこと等は、そのための基本原則となる。

NHKは報道・教育・教養・娯楽の幅広い分野の番組を通じて、視聴者がさまざまな生き方や考え方に触れ、暮らしと人生を実り多いものにしていくと同時に、公共意識を高め、多様・多彩な活力のある民主主義社会の実現と成熟に向けて努力できるよう、これまで以上に尽力しなければならない。

こうした「視聴者第一主義」を、口で唱えるのは難しくない。同種のスローガンを掲げ、当たり障りのない対応をすることはこれまでも繰り返されてきたし、それがNHKとその番組の「よそよそしさ」「無難さ」「どっちつかず」の印象を強めてきたことも事実であろう。

「視聴者第一主義」の根底になければならないのは、広範な視聴者との不断の合意形成の努力である。視聴者との合意形成が、そのときどきの社会的風潮や話題性への「迎合」などであってはならないことは言うまでもないが、そうならないためにもNHKは「自主自律」と「放送倫理」の遵守を基本に、各地域、各分野、各世代、各見解等に分け入って、視聴者の多彩な意向をていねいに汲み上げる努力を重ねなければならない。

また「視聴者第一主義」を広範な視聴者に知ってもらうためには、放送などを通じて経営の実情や番組姿勢について情報を開示し、説明するとともに、視聴者参加のための開かれた道筋を構築することが欠かせない。視聴者の意見を汲み上げる従来の仕組みを充実させるだけでなく、受信料徴収担当者らからも視聴者の反応を収集すること、インターネットの双方向通信機能を活用することなど、多方面の取り組みが大切である。さらには視聴者参加型のパブリック・アクセス番組の開発と提供も、その方法のひとつとして積極的に模索されるべきである。このようなあらたな取り組みが民放にも好ましい影響を与え、放送界全体の活性化を促すこと、それもまた公共放送NHKの使命である。

②制作現場の創造性確保と教育研修システムの確立

放送は社会の基幹的メディアであるとともに、それ自体が文化である。番組制作と放送に関わる職員はその持てる創造性を縦横に発揮し、視聴者のさまざまな要望と期待に応えることを仕事とする。放送の公共性は普遍的な価値ではあるが、実際には制作と放送の現場の一人ひとりが活力あふれる仕事を通じて日々支え、育んでいくものである。

だが、私たちの懇談会がNHKの改革と再生の方途を議論し、NHKが新執行部体制のもとで信頼の回復に向けて努力しているさなかにも、一部の職員がカラ出張を繰り返していたなどの事実が判明した。

こうした度重なる不正や不祥事は、どれもあわただしく動いている仕事の現場で起きている。打ち合わせ、企画立案、取材、撮影、編集等々と、時間や仕事に追われる職場や現場にはさまざまな隙間があり、誘惑もあるかもしれない。そのすべてを防ぎ止めようと、規則や監視でがんじがらめにしたら、仕事は止まってしまいうだろう。放送の仕事が、個々人の自由と裁量と決断にゆだねられる余地の大きいものであることを、私たちも理解している。

だからこそ、コンプライアンス（法令遵守）の徹底が不可欠になる。どんなに知恵を絞り、夢中になり、くたくたになるまで働いて作った番組も、不正や不祥事ひとつで台無しになってしまう。一人の不正行為が、すべてのスタッフの、NHKの、さらには放送界やマスメディア全体の信用を傷つけてしまう。

私たちが危惧するのは、NHKが全体として、公共放送の理念と、そこに関わる一人ひとりの使命を忘れかけているのではないか、ということである。多様・多彩で、活力のある文化と民主主義を築き、成熟させていくという公共放送の理念と使命がおろそかにされるとき、コンプライアンスは見せかけだけのお題目になってしまう。

私たちはNHKで働くすべての人たちに訴えたい。どうか一人ひとりが、受信料を支払っている視聴者一人ひとりの顔を、その期待するものを、ありありと思い浮かべ、真正面から受け止めてもらいたい。それに応えるために何をすべきか、何をしてはならないかを静かに考え抜いてほしい。そこで自覚される公共放送の役割をていねいに果たしつづけること。職員一人ひとりのレベルではそのようにしてしか、この種の不祥事の再発は防げないし、公共放送の理念もまた、日々のそうした地道な仕事のなかで生命を吹き込まれ、具体化していくものである。

そうした努力をよりたしかなものにし、視聴者が公共放送NHKに寄せる期待と信頼を裏切らないために、とくに報道に携わる記者と、番組制作に関わる現場の職員に対する教育研修のシステムをいっそう充実させる必要がある。そ

の基本となるのは、

- ・取材のメモや録画録音の取り方、その保存と管理の仕方を含めた取材の仕方
- ・政治家や官庁職員等、記者が接触する機会の多い対象者との適正な距離の取り方
- ・真実性の不確かな情報の取扱い方とクロスチェックの仕方
- ・事故や犯罪の被害者とその関係者の人権に配慮した取材方法
- ・メディアスクラム（集中取材）を避ける取材ルールの作り方
- ・情報提供者を保護する取材源秘匿の重要性
- ・出演者に対する正確な番組意図の説明の仕方
- ・取材対象者や出演者の発言意図を適切に反映する編集方法
- ・放送に当たっての、あるいはその内容を変更する場合の取材対象者、出演者、関係する著作権者等に対するふさわしい説明の仕方
- ・取材や番組の主題に関わる歴史的文化的知識の体得の方法等々である。

従来、このような具体的なスキルはオン・ザ・ジョブ・トレーニングと職員個々人の自覚に任されることが多かったが、マスメディアが高度に発達し、複雑化と分業化がますます進む今日、それだけでは追いつかなくなっている。NHKはこれまでに蓄積された経験とノウハウを整理・体系化し、必要な場合は外部の専門家らの助力を得て、職員一人ひとりの意識と力量を高めるための教育研修システムを開発し、活用していかなければならない。

③組織統治の明確化

NHKのガバナンス（組織統治）は、不祥事や不正行為の再発を防止するとともに、番組制作現場の自由な創造性を保障しつつ刺激する仕組みへ、さらには「視聴者第一主義」に基づく公共放送の理念に沿って、透明性の高い、わかりやすいものへと再構築されなければならない。執行部や管理職層の人事構成が「特定の人脈」や「隠然たる勢力」等の意向で左右されるなどということがあってはならないことは、言うまでもない。

とはいえ、NHKは東京に本拠を構え、すべての道府県に地方放送局を置き、海外4カ所に総局を、23カ所に支局を開き、1万2000人からの職員を擁する大組織である。この全体に組織統治の力を十全に及ぼし、公共放送の理念を現実のものとするためには、専門的な経営能力と高度な管理技法が必要になる。

こうした組織統治の能力や手法はその役割に応じた独特なものであって、それぞれの取材や番組制作の、あるいは技術開発や総務の実績の上に、それとはまた別の専門性として身につけるべきものであろう。経営委員会と執行部には、狭い人間関係やカンや前例に頼るのではない、公明正大で、プロフェッショナルな経営能力を身につけることを求めたい。

なお、現在のNHKには、衆参両議院の同意、内閣総理大臣の任命によって設営され、NHKの経営方針を審議・決定する「経営委員会」と、実際の経営に携わる会長以下執行部による「理事会」の両方があり、どちらがどの範囲のNHKを代表し、どの分野の権限と責任を有するかについて、わかりにくい構図になっている。組織統治の原則・方向性・細目を内外に明らかにするためにも、また番組制作の現場や視聴者が意見や要望をいずれの機関に対して伝えるべきかが容易にわかるためにも、両者はそれぞれの権限と責任の範囲を明確にする必要がある。このこともまた公共放送NHKの改革と再生の一環である。

④地域放送の充実

視聴者の生活環境は、経済変動、少子高齢化、生活圏の広域化、市町村合併などによって急激に変貌し、その安定性や安心性・安全性が揺るがされている。

NHKの各地方放送局が、こうした地域社会の現実から生じるさまざまな問題を深く掘り下げ、その地域の発展と人々のつながりに役立つ放送を充実させ、地域の視聴者からさらに信頼される公共放送となることを期待する。

そのためには、地方放送局への権限の委譲を進め、地域の実情に合わせた放送ができる体制を築く必要がある。各放送局は、視聴者であると同時に取材などでの身近な協力者でもある人々としていねいに接するルールと、種々の意見を汲み上げるあらたな方策を早急に検討し、実現すべきである。

とりわけ、従来の放送の枠やスタイルでは伝えきれない取材内容や資料・情報等については、インターネットを活用するなど、情報通信技術の進展の成果を採り入れ、視聴者に効果的に伝達する方策を開発してほしい。

⑤国際放送の発想転換

従来、テレビによる国際放送といえば、在外邦人に向けた番組サービスと、世界に向けての種々の情報発信と考えられてきた。しかし、日本で暮らす外国人がふえ、日本人の国際体験も深まった今日、国際放送はこれまでの限定性と一方向性を克服して、相互の意見や見方が交錯し、より高次の理解と交流をうながす場にならなければならない。

NHKは保有するチャンネルのひとつを外国語放送にするなど、内外の現実を各言語の文化的文脈に配慮しながら放送する可能性を検討すべき時期にきている。それはそれぞれの社会の偏狭さを乗り越え、相互の国際理解を深めることに寄与するであろう。こうした国際放送のメリットは、受信料を支払っている視聴者こそが享受できなければならない。

私たちがこのような新しい国際放送を提案するのは、さまざまな問題をはらみながらも進展するグローバリズムや国際環境の変化が、日本の放送界全体にメディアそれ自体としての国際化を迫っていると考えるからである。放送は、届く電波の範囲、言語、文化やそのときどきの関心と話題の嗜好などによって宿命的に一国の内で行なわれる事業にならざるをえないが、だからといって日本の放送が内向きのままでいいという理由にはならない。

日々この国で起きていることを、外国の人々に伝えること。外国の出来事を、自国の視聴者だけでなく、世界に向けて知らせること。世界にはそうした試みをニュース、ドキュメンタリー、ドラマ、スポーツ、芸能、教養等の各番組分野で行ないながら、自国のみの一方的な国益や偏狭な社会意識から少しずつ脱し、世界メディアとして成長しているテレビ局がいくつもある。私たちは、NHKを含めた日本の放送界がこうした国際化に立ち後れている現状をもどかしく思うと同時に、そのことがこの先、私たちの社会意識や世界認識に大きな欠落やゆがみをもたらすことがないだろうか、と危惧するものである。

現在、政府や政党のレベルでも国際放送の充実・強化について、また放送主体や経費・財源のあり方等をめぐって幅広い議論が行なわれているが、そこで何より大切なのは、日本のメディアがそれ自体として国際化していかなければならない、という視点である。その最初のステップとして、諸外国と国際社会における日本理解を促進するための国際放送を展望するのであれば、公共放送としてのNHKが主体的な編集権を持って行なえる条件を整えるべきである。

付言すれば、「政府の主張を国際的に宣伝する」といった類の国際放送は、政治的中立性の観点のもとより、そもそもどの国のものであれ、国益の主張を表立って標榜する放送が影響力を持ち得ないことから言っても、NHKが携わることはふさわしくない。

また、長年にわたって 20 を超える言語で行なわれてきたラジオの国際放送には、世界各地に根強いファンがいる。この視聴者は受信料制度の範囲外で暮らしており、言語による聴取人口のばらつきも大きい。これを存続するか否か、インターネットの活用により切り替えられるかどうかの判断は、それぞれの国や地域の事情と現行放送の影響力の現状を精査した上で、慎重に行なわれるべきである。

NHKはいずれの場合においても、多数言語のラジオ放送を国際的に行なってきたという、日本の放送界にあっては稀有な経験と実績を継承し、さきに述べたような国内外にわたる外国語国際放送の展開等、今後の多様・多彩な放送事業に活かすことを考慮しなければならない。

⑥インターネットの積極的な活用

放送と通信が連携した新しいサービスのひとつに、インターネットを通じて過去の番組や映像資産（アーカイブス）を教育現場や個々の視聴者に公開し、活用してもらうことが考えられる。これらは教育への貢献や、番組の再放送を望む視聴者の期待に応えることになるとともに、あらゆる文化の成熟に必要な確かな「批評」を成立させることにもつながって、放送文化の質的向上にも寄与するであろう。NHKはその実現のために、積極的に取り組んでほしい。

とはいえ、ここにはいくつか解決しておかなければならない課題がある。

そのひとつは、放送法の問題である。現行の放送法には、NHKの業務範囲が明記されているが、インターネットに関わる業務は「付帯業務」に位置づけられ、活用の範囲と規模がかなり細かく制限されている。インターネットが本格的に普及する以前に定められたこの規定は、いまや意味をなさないばかりか、NHKがその役割を果たす上での障害とすらなっている。

また、アーカイブス公開についても、著作権処理のルール作りが重要な課題となっている。原作者、脚本家、音楽家、出演者などの権利を保護し、その創作と活動の環境を整備しつつ、他方で、視聴者が手軽に、過重な金銭的負担を感じることなく番組や作品を楽しむことのできる著作権処理のルールを作るのは容易ではないが、膨大な映像資産を持ち、サーバー型放送サービス等の技術も開発してきたNHKには、そのルール作りを先導する責務がある。

こうした新しいサービスの経費負担については、そのサービスを受ける人が限られる場合、受信料で充当するのではなく、応分の受益者負担が望ましい。多くの視聴者に有効に活用してもらうため、その経費負担の在り方や区分、料金設定については、十分な配慮が必要となる。

一方、まだ実験的とはいえ、NHKの番組のなかには、すでにブログ等のインターネットを活用したものも登場しはじめている。視聴者の関心やニーズを直接に、また迅速に汲み上げることが可能なこうした新しいツールは、視聴者第一主義を実践する観点から言っても、今後さらに積極的に利用されるべきである。

⑦技術開発の基盤整備

公共放送の持つ、長期的視野に立った放送技術の研究と開発は、短期的利益を追求する民間企業の研究とも、基礎的・萌芽的研究を行なう大学や公的研究機関のそれとも異なり、他の組織で代替することは難しい。放送にかかわる基礎から実用化までの一貫性のある研究開発を、高い目的意識を持って効果的かつ持続的に行うには、研究機関と放送現場が密接に連携している必要があり、そのような環境においてこそ公共放送の充実と発展に資する研究成果が期待できるのである。

このような使命を担う公共放送の研究機関を、NHKから切り離し、別組織化することは避けなければならない。仮にそのようなことになれば、民間放送などの他の組織から研究を受託することも可能になるだろうが、それと同時にNHKとの関係も委託・受託が主になり、その結果、研究・開発の主眼が目先の短期的なものになることは、他の研究分野でもすでに確認されている。

多種・多彩な文化と民主主義社会の形成と成熟に寄与する公共放送には、その技術開発においても、長期的な計画に基づいた一貫性と継続性が必要である。こうした研究を中断したり、放棄した場合、当面の放送サービスには差し障りがないとしても、数年後には、魅力の乏しい陳腐なサービスしか提供できなくなり、他のメディアに視聴者の関心を奪われていく。電子情報通信技術のめまぐるしい進展のもとでは、このような事態はいくらでも起こりうるし、そうなるのは公共放送の理念と役割が果たせなくなる。

公共放送NHKには、「デジタルデバイド（情報格差）」の解消や、「情報バリアフリー（障壁除去）」の実現に役立つ放送技術の研究、さらには、より内容豊かな番組をより迅速かつ効率的に制作する技術の開発など、真に視聴者の視点に立った研究基盤の整備が必要である。また、「スーパーハイビジョン」「立体映像テレビ」といった放送サービスの将来像、それらが育む未来社会の夢や希望、そしてその実現に向けた新しい技術開発の方向性を、多くの視聴者に、とりわけ次代を担う若い世代に対して具体的に示し、その共感を得る努力もしていかなければならない。

IV おわりに——公共放送の自主自律のために、放送法は根本的に再検討されるべきである

1926（大正15）年8月、東京、大阪、名古屋にあったラジオ放送局が合併し、NHK＝日本放送協会が設立された（当時は社団法人）。今年、2006年はそれから数えて、ちょうど80年の節目に当たる。同じ年、高柳健次郎（1899～1990）がブラウン管面に「イ」の字を写しだし、世界に先駆けて電子式テレビの基礎を芽吹かせた。

第二次世界大戦で中断したテレビの技術研究と放送の普及は、戦後、まず米国内で息を吹き返し、それはただちに日本や欧州へも波及した。NHKが日本で最初のテレビ放送を東京で始めたのは、いまから53年前の1953（昭和28）年2月だった。

放送のあり方と、放送番組や放送運営の全般を規律する法律として「放送法」が定められたのは1950（昭和25）年である。これを機にNHKは、受信料で財源をまかなう特殊法人へと生まれ変わり、公共的な放送機関としてあらたに出発した。しかし、テレビ放送の開始以前に定められた放送法は、その後の急速な技術の進歩、民放の登場とネットワークの拡大、電波利用の活発化、中継技術の国際化、衛星放送の開始等々、さまざまな事情に迫られ、半世紀のあいだに30余回もの改正を繰り返すことになった。

そして、現在——

放送界はいま、かつてないほど巨大な転換期を迎えている。巨大な、とあえて形容するのは、その変化が放送分野にとどまらず、隣接する通信分野にまたがり、さらには社会の構造や人々の意識の変容と密接に関わり、絡み合っているからである。この規模の広がりや深さを視野に入れなければ、放送と放送制度の未来も、公共放送NHKの改革と再生の道筋も語ることはできないだろう。

この1年余、私たち、「デジタル時代のNHK懇談会」は16回の会合を持ち、報告書起草のための会議を数回開くなど、延べ50時間を超える討論をかさねてきたが、その間にもひしひしと感じられたのは、インターネット回線の高速大容量化によって国内外の情報流通量が爆発的に増大したことであり、その一方で、かつてのまとまりを薄れさせた世の中で、人々が情報を選び、受け取り、レスポンス（反応）する仕方が分散化し、多種多様になったという現実であった。

こうした情報環境の急激な膨張と変化のなかで、放送は、とりわけ公共放送NHKはどこに位置し、何を使命とし、そのためにどう働かなければならないのか。私たちは放送の草創期にまでさかのぼって、広く現実を見渡し、あらためて未来を見定めることの重責を感じながら、考えをめぐらし、討論をつづけ

てきた。

しかし、私たちには80年前とは決定的にちがう、ひとつの立脚点があった。

戦前から敗戦までのNHKは逓信省や内閣情報局（当時）の、また放送法制の原型ができるまでの戦後数年間はGHQの、それぞれ厳格な管轄下にあり、番組内容について届け出をし、検閲を受けなければならなかった。ラジオを購入した国民は「聴取料」を支払ったが、当初は聴取にも煩雑な手続きが必要で、それは聴取許可を「押し戴く」ようなものであった。

いま、そのような仕組みは根底から変わった。放送法が施行された1950年以降、NHKは政府や権力の支配下から脱し、視聴者が負担する受信料を主たる財源とする公共放送として自立した。言い換えればそれは、受信料を支払う視聴者こそが、NHKに対するいわば主権者の立場にいる、という意味に他ならない。これこそが、放送の草創期とは決定的に異なる、私たちの立脚点である。

このことを、私たちの懇談会設置の契機となった一連の不祥事に当てはめてみると、問題の構図が浮かび上がってくる。経費の不正授受等の金銭的不祥事は、主権者に対する明白な背信であったし、政治との距離に対する疑念は、いまだNHKが政府や権力から毅然とした独立をしておらず、それが結果として主権者たる視聴者をないがしろにする行為につながってきたのではないか、ということである。これはまさに公共放送NHKの根幹が問われる事態だった。

しかし、こう言うだけでは十分ではない。視聴者に対する背信や軽視はなぜ起きたのか。それらが相次いで繰り返された、という背景には、不祥事の当事者の資質云々を超えた、構造的な問題が潜んでいたのではないだろうか。

NHKの仕組みや事業内容、予算の成立の要件等については、放送法をはじめとする諸法令に定められている。経営委員会の委員が衆参両議院の同意に基づいて、内閣総理大臣によって任命されること、各年度の予算についても、国会承認を必要とすること等は、その端的な例である。NHKの公共性は、内閣や国会が関与するこうした仕組みによって担保される、というわけである。

だが、ほんとうにそうなのだろうか。むしろこの制度こそが、NHKが、政府や政党や政治家の意向や動向に必要以上に気を配り、肝心の視聴者を軽視する傾向を生みだしてはいないだろうか、と私たちは危惧している。

議院内閣制のもとでは、議会は有権者の選挙によって選ばれた議員によって構成され、内閣は議会の信任によって成立している。有権者のさまざまな期待は個々の政党や政治家に託され、立法につながり、行政によって税金を財源に実行される仕組みだが、果たしてこの一連の過程で、公共放送NHKの視聴者はどこに位置するのだろうか。

視聴者は有権者と同義なのか。有権者の代表たる衆参両議院の議員は、同時

に、税金とは別に受信料を支払っている視聴者を代表できるということか。あるいは、NHKは予算等の説明を国会ですれば、視聴者へのアカウントビリティー（説明責任）を果たしたことになるというのだろうか。

おそらく、そうではない。NHKに限らずマスメディアは、立法・行政・司法の三権から十分な距離をとって存立し、広範な視聴者や読者とのあいだに〈直接的〉な信頼関係を築くことで、その存在の根拠と正統性を獲得するものである。このことは近代という時代が言論・報道・表現の自由を基盤に成り立って以降、どの社会においても繰り返し問われてきたテーマであり、そのたびに確認されたのは、メディアが視聴者や読者と直接に向き合うことの重要性であった。

私たちは、一連の不祥事の背後に、この重要性を忘れさせる制度的問題があったのではないか、という疑念を捨てきれない。相次いだ金銭的不祥事や、政治的中立性を問われたりする行為は、一見別々に見えるが、いずれも視聴者の軽視という同根から発している。これらは、NHKが視聴者に対してではなく、政府や政治家の意向や動向に過敏に配慮せざるを得ない放送制度と、それを根拠づける放送法が生じさせたのではないか、少なくともその遠因を形成してはいないだろうか。

このように語りながら、私たちが感じているのは「時の流れ」、つまりは時代が確実にひとめぐりした、という思いである。現在の放送法制の骨格は、民意を国会に集中させるという戦後民主主義の高揚のなかで、先人たちが知恵を絞り、もっともふさわしい制度として形作ったはずである。それからテレビ放送が始まり、高度経済成長があり、民放が続々と登場し、NHKの放送波も増え、ハイテクや情報化や国際化の広がりや深まりにつれて経済も政治も社会も多様化し、複雑化してきた。30余回という放送法改正の軌跡は、それぞれの節目になされた工夫と努力を示しているだろう。

そのなかで、マスメディアはときには「第4の権力」と呼ばれるほどに巨大化し、強い影響力を持つようになった。視聴者や読者がテレビや新聞・雑誌に向ける目はかつてなく厳しくなり、それはとくに受信料で成り立つ公共放送NHKに注がれるようになった。こうした時代の変化、人々の意識の変容は、いま重く蓄積され、56年前に原型が制定された放送法によってその基本構造がほぼ固定されたままの放送制度とのあいだに大きなズレを生じさせているのではないだろうか。

放送法は、この重大な問題の解決に向けて、根本から再検討されるべきである。公共放送NHKが視聴者に直接にアカウントビリティーを果たし、広く合意を形成し、信頼関係を醸成できる仕組みが構築されるよう、その基本構造にまでさかのぼって見直されるべき時期にきている。

これが容易でないことは、私たちも理解している。国会に代わって、誰が、どのような機関が、公共放送NHKの事業内容や予算等を審議・承認し、監督するのか。そのための機関をあらたに設置するのか、あるいは現在の経営委員会の役割を定義しなおして第三者機関に改組し、その任に当たらせるのか。そもそもそのような機関の人選をどうするのか。その人たちが広範な視聴者の意向や期待を反映していると、どうすれば保障できるのか.....。

どれも難問ばかりだが、だからといって放置しておくわけにはいかない。これらに向き合うことは、この国の民主主義のあり方を問うことと同義であり、その努力なしに主張される改革が十分な正統性を持つことはないだろう。マスメディアが高度に発達した国々はどこも、この同じ課題に直面し、それぞれのやり方でメディアと、とりわけ影響力の大きい公共放送と政府や政治家との距離をとろうと試行錯誤をかさねている。

その努力の核心をなすのは、公共放送は視聴者のものであり、視聴者のためにあり、視聴者のみに責任を負うという信念である。その信念が貫き通されるなら、たとえどんな困難にぶつかろうとも、そのときは視聴者が公共放送を励まし、支えてくれるだろう。信念はそうした視聴者に対する信頼感にも基づいている。それはまた、私たちがたどり着いた結論でもあった。

「デジタル時代のNHK懇談会」を閉じるに当たって、2つのことを付け加えておきたい。

ここにまとめた報告には、多くの具体的な提言が盛り込まれている。なぜそのように考えたかについては、詳細に公開してきた議事録も含め、その都度述べてきたつもりだが、私たちが心から望むのは、そのひとつひとつが着実に実行され、確実に実を結び、NHKが力強く再生していくことである。

むろん私たちは、私たちの言っていることだけが正しい、などと言うつもりはない。違和感や疑義や批判があるかもしれない。私たちは近い将来、そういう声も含め、この報告がどう使われ、どう使われなかったのか、役立ったのか、役立たなかったのか等々について検証する機会を持ちたいと願っている。それはこの種の懇談会や、NHKが各所で開催している視聴者との集まりの有効性を高めていくための、ひとつの手がかりになると信じるからである。

この1年余、私たちは定期的に東京・渋谷のNHKに集い、会長をはじめとする執行部の各理事とばかりではなく、NHKで働くさまざまな人たちと出会うことになった。NHKのホームページに公開した議事録を読んだ職員からメールが届くこともあれば、日放労（労働組合）の尽力で公開討論会を行なうこともできた。そのいずれもが、懇談会の議論を深めてくださったことに対して、私たちは深く感謝したい。

その折々に私たちが感じとったのは、NHKで働く一人ひとりが抱いている再生への強い意気込みだった。たまたま近くで接したからこそ感じられたことかもしれないが、それゆえにこそそれは、たしかなものだったとも言えるだろう。私たちはそのひたむきな情熱を貴重なものだと思う。私たちが、この報告が届いてほしいと願うのは、何よりもまずそうした一人ひとりの胸の内へ、である。

結びに代えて——懇談会座長から視聴者の皆様へ

「NHKの危機は、日本の民主主義の危機に通じると思います。」本懇談会の中間報告が紹介された、「あなたとNHK」の番組（平成18年5月21日）で、私はこのようにお話ししました。これは、我々、懇談会メンバーの一人ひとりが視聴者の立場で、昨年以來、議論を積み重ねて辿り着いた、自明と言えれば自明の結論です。

このところ、公共放送を巡って、活発な試論が発表されておりますが、その多くが、通信と放送の連携・融合を背景として、市場原理優先の立場、あるいは産業政策の視点に立っているように見受けられます。放送が、市場原理一辺倒になれば、視聴率追求に走り、誰もが持っている向上心よりも、安きに流れる性向に訴えて、受けの良い話題に偏りがちになるでしょう。その結果、情報が氾濫しているように見えて、その内実は画一的になり、視聴者の集団志向性を強めることとなります。これでは健全な民主主義は育ちません。

一方、デジタル化、グローバル化の進展は社会の構造を複雑にし、我々は様々な矛盾を抱えています。それらを乗り越えるには、視聴者が問題意識を共有し、広い視野の下で考えを深め、文化を成熟させていく必要があると思います。そこで、本懇談会では、経済的視点も含めた、より広い社会的、長期的視点からNHKのあるべき姿を追求してきました。

我々は、NHKの実際業務の詳細を熟知した上でメスを入れるという西洋医学的アプローチではなく、東洋医学的な見方で、多様な番組を通して視聴者に親しまれるNHKとして、遅しく再生してもらうための基本的理念を、現在の放送法の枠組みに捉われることなく、提示したつもりです。本文に列挙した個々の課題について、懇談会メンバーの間で意見の広がりはありませんでしたが、上に述べた理念を共有しつつ、議論を収束させることが出来ました。

以下、本文と重複するところもあるかと思いますが、座長として、いくつかコメントさせていただきます。

まず、受信料の意味について視聴者が主体的に考えておく必要があると思います。法的には受信料は特殊な負担金とされていますが、これでは何のことか分かりません。懇談会では、個々の番組視聴に対する対価ではなく、“民主主義の健全化と文化の成熟のための公共的なコミュニティの会費”と位置づけましたが如何でしょうか。

次にチャンネル数の問題です。電波の有限希少性と経費削減の観点からNHKはチャンネル数を減らすべしという議論がよく聞かれます。しかし、電波の

有限希少性は、今後、デジタル技術・無線技術の進歩とブロードバンド通信の普及が相俟って、それほど深刻な問題ではなくなるでしょう。また、経費の削減は必要ですが、経費を抑えつつ、また民業圧迫にならない範囲で、民主主義と文化の成熟に資する放送を我々はNHKに望みたいと思います。例えば、国会中継や科学、芸術、古典芸能、医療、福祉等の番組などが考えられます。

それから、視聴者の皆様には是非、理解して頂きたいのがNHK放送技術研究所（以下、技術研究所）の問題です。これまでも経費削減が叫ばれると、先ず槍玉に挙げられるのが、技術研究所です。私は、研究者の一人としても不可解でなりません。数十年のスパンで見ても、技術研究所が生み出した経済効果は測り知れません。今、皆様楽しんでおられるハイビジョンの開発を技術研究所が世界に先駆けて始めたのは1964年、約40年前でした。当時、カラーテレビ放送が始められた頃で、カラーがあれば十分ではないかと言う意見も多かったと記憶しています。今、ハイビジョンは、医療や教育にも不可欠なのはご承知の通りです。また、衛星放送を受信するためのアンテナの大きさは当初、何メートルもありました。これを、民間放送も含め、家庭でも受信できるよう小型にしたのも大きな功績です。知的探究心に基づく大学の基礎研究とも、短期的利益を追求する企業の研究とも異なり、放送現場を知った上での長期的目的研究の場として、技術研究所の現状を維持すべきです。我々は、これからも子孫に美田を残すべきだと思います。

更に、NHKと新しいメディアとの相互交流について考えて見たいと思います。テレビ放送が普及し始めた昭和30年代、著名な評論家大宅壮一氏は、国民一人ひとりが意見を言うようになった状況をやや揶揄するような調子で1億総評論家と表現しました。新しいメディアが興ると、人々のコミュニケーションの場に変化が起こります。この1、2年のブログの普及は驚くほどで、1千万総表現者ともいふべき様相を呈しています。信頼性の低いもの、感情や情念が噴出したものなど多いようですが、客観的でリアルタイム性・現場的即応性の高い良質な新世代のWebコミュニティも増えてくるでしょう。編集権や公的秩序を考慮しつつ、NHKがどのように新興メディアとの交流を図って行くのかを考え続ける必要があります。また、NHKの放送とインターネットとの連携と言う意味では、電子自治体と地域放送の連携を密にして、住民へのサービス、例えば、高齢者、障害者などへの医療・福祉面での肌理細かいサービスの向上に貢献して欲しいと思います。

最後に、視聴者の方々に申し上げたいことは、視聴者は傍観者ではなく、N

HKの全職員と共に公共放送を育てていくコミュニティの仲間だという認識が根底になければならないということです。上に述べたように自律的市民が自由に情報と意見を交換する新しいネット・コミュニティが国民的規模で形成されようとしております。思想家ハーバーマスの唱えるこのような公共圏とも交流を深めつつ、NHKが力強く再生・発展されるよう願っております。

平成18年6月

懇談会座長 辻井重男

デジタル時代のNHK懇談会 (敬称略・五十音順)

- | | | |
|-------|---------|----------------------------|
| いえもと | けん た ろう | |
| 家本 | 賢太郎 | I T関連会社「クララオンライン」社長 |
| いとう | すすむ | |
| 伊東 | 晋 | 東京理科大学理工学部電気電子情報工学科教授 |
| えがわ | しょうこ | |
| 江川 | 紹子 | ジャーナリスト |
| おと | よしひろ | |
| 音 | 好宏 | 上智大学文学部新聞学科助教授・メディア論・情報社会論 |
| かじわら | たく | |
| 梶原 | 拓 | 前全国知事会会長 |
| かなざわ | かおる | |
| 金澤 | 薫 | N T T顧問 |
| こばやし | ようたろう | |
| 小林 | 陽太郎 | 富士ゼロックス相談役最高顧問、前経済同友会代表幹事 |
| ささもり | きよし | |
| 笹森 | 清 | 前連合会長 |
| しんかい | たまこ | |
| 新開 | 玉子 | 農業・農産物直売店店長 |
| つじい | しげお | |
| 辻井 | 重男 | 情報セキュリティ大学院大学学長 (座長) |
| ながい | みなこ | |
| 永井 | 美奈子 | フリーアナウンサー |
| はせべ | やすお | |
| 長谷部 | 恭男 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 (座長代行) |
| ふじい | かつのり | |
| 藤井 | 克徳 | 日本障害者協議会常務理事 |
| やまうち | じゅんこ | |
| 山内 | 純子 | 全日本空輸 執行役員客室本部長 |
| やまのうち | とよひこ | |
| 山内 | 豊彦 | 前共同通信社社長 |
| やまのめ | あきお | |
| 山野目 | 章夫 | 早稲田大学大学院法務研究科教授・民法 |
| よしおか | しのぶ | |
| 吉岡 | 忍 | ノンフィクション作家 |